

「遺言書」があり、「遺産執行者」がいる場合

ご提出いただく書類は以下のとおりです。

原本をご提出いただく書類につきましては、当金庫にてコピーをとらせていただき、原本をご返却いたします。

相続の対象となるご預金のお取引内容によっては、下記と異なる場合もございます。

	ご提出いただくもの	補足説明	入手先	ご提出のタイミング
<input type="checkbox"/>	戸籍謄本等（原本） （発行日より1年以内）	被相続人さまの死亡が確認できる戸籍謄本等が必要です。	市区町村 役場	1回目のご郵送
<input type="checkbox"/>	印鑑証明書（原本） （発行日より6カ月以内）	遺言執行者の印鑑証明書をご用意ください。	市区町村 役場	
<input type="checkbox"/>	遺言書（原本）	自筆証書遺言の場合、家庭裁判所発行の検認証明書（原本）もご用意ください。 遺言執行者が遺言書で指定されていない場合、遺言執行者選任審判書謄本（原本）もご用意ください。	お客様	
<input type="checkbox"/>	相続関係届出書	遺言執行者の署名・捺印が必要です。	当金庫より ご郵送	2回目のご郵送
<input type="checkbox"/>	被相続人さまの通帳・ お取引証等	見つからない場合、相続関係届出書の所定の欄を○で囲んでください。	お客さま	